

船舶事故調査報告書

令和4年8月31日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和4年3月18日 15時15分ごろ
発生場所	和歌山県新宮市新宮港 新宮港北防波堤南灯台から真方位356° 1,200m付近 (概位 北緯33° 40.9' 東経135° 59.1')
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、航行中、転覆した。
事故調査の経過	令和4年4月5日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長約2.5m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.9m 新宮市には、3月18日03時45分に強風注意報及び波浪注意報、並びに10時21分に高潮注意報が発表され、本事故時も継続中であつた。
事故の経過	本船は、操縦者ほか2人（以下「本船乗船者」という。）が乗り、釣りの目的で新宮市三輪崎漁港を出港し、釣り場である同市孔島 ^{くしま} 付近の消波ブロックに向かった。 本船乗船者は、消波ブロックに上がって約6時間釣りをしていたところ、風雨が激しくなり港内にも白波が立ち出したので、釣りを止めて三輪崎漁港に向けて帰航を開始した。 本船は、風浪により船尾から乾舷を越える波を受けて浸水し、約10秒間で水船状態となり、その後、波浪により転覆した。 本船乗船者は、転覆した本船の船底につかまり、防水型携帯電話で118番通報を行い、海上保安庁からの連絡を受けて来援した水難救済会の所属船に全員救助された。 本事故当時、本船の乾舷は、約28cmであつた。 操縦者は、当日の天気予報を見たほか、三輪崎漁港出航前に波はそれほど高くなく風もそれほど強くないことを確認していたが、強風注意報及び波浪注意報が発表されていることを知らなかつた。 本船乗船者は、救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、強風注意報及び波浪注意報が発表されている状況下、操縦者が、同注意報の発表を知らず、徐々に風と波が強まる中で釣りを続

	けたことから、航行中、乾舷を越える波を受けて浸水し転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、強風注意報及び波浪注意報が発表されている状況下、操縦者が、同注意報の発表を知らず、徐々に風と波が強まる中で釣りを続けたため、航行中、乾舷を越える波を受けて浸水し転覆したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乾舷の低いミニボートの操縦者は、風や波の影響を受けやすいので、出航前に注意報等の発表も含む気象情報を確認し、天候の悪化が予測される場合は、出航を控えるか、又は速やかに帰航すること。